

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(単位の算定基準) 第七条の二 (略)</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲をもつて一単位とする。</p> <p>(入学手続) 第十三条 (略)</p> <p>2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。</p> <p>3 保証人の死亡等により保証人に異動があったときは、直ちに新たに保証人を定めて、第一項の規定に準じて手続をしなければならない。</p> <p>(学生又は保証人の住所又は氏名の変更の届) 第十四条 学生又は保証人は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定) 第十八条の二 (略)</p>	<p>(単位の算定基準) 第七条の二 (略)</p> <p>一 講義及び演習については、一時間の授業に対して二時間の準備のための学修を必要とするものとし、十五時間から三十時間までの範囲をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、二時間の授業に対して一時間の準備のための学修を必要とするものとし、三十時間から四十五時間までの範囲をもつて一単位とする。</p> <p>(入学手続) 第十三条 (略)</p> <p>2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。この場合において、当該学生が未成年者であるときは、一人については、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者でなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。この場合において、第一項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。</p> <p>4 保証人の死亡、第二項の資格の喪失等により保証人に異動があったときは、直ちに新たに保証人を定めて、第一項の規定に準じて手続をしなければならない。</p> <p>(学生又は保証人の住所又は氏名の変更の届) 第十四条 学生又は保証人は、住所又は氏名（保証人である未成年後見人が法人である場合にあっては、その名称若しくは主たる事務所所在地又は代表者の氏名）を変更したときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定) 第十八条の二 (略)</p>

2 前項第一号から第十一号までに掲げる学校等において修得した単位又は履修した時間数について、同項の規定により本校において修得したものと認定できる単位数は、第一看護学科にあつては別表第一に、第二看護学科にあつては別表第二に定める全科目の単位数の合計の二分の一を超えないものとする。

(情報の積極的な提供)

第三十条 本校は、地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 前項第一号から第十一号までに掲げる学校等において修得した単位又は履修した時間数について、前項の規定により本校において修得したものと認定できる単位数は、第一看護学科にあつては五十単位、第二看護学科にあつては三十六単位を超えないものとする。

(情報の積極的な提供)

第三十条 本校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条、第十八条、第二十条関係）

科目、単位数及び時間数

科目	基礎分野		専門基礎分野	
	単位数	時間数	単位数	時間数
情報リテラシー 論理的思考 プロジェクトマネジメント 心理学 倫理と哲学 社会学 教育学 人間関係論 外国語	九	(二二五時間)	二	二
基礎分野計				
生活行動から見た体のしくみ 生化学 治療栄養学 微生物学 病理学 病態生理学 I 病態生理学 II 病態生理学 III 薬理学 治療論 公衆衛生 医療経済 社会保障・社会福祉 法と看護			一五	(二四五時間)
専門基礎分野計				
看護学概論 看護活動と倫理 看護技術演習 I 看護技術演習 II フィジカルアセスメント 看護過程	二	二		



改正後

別記様式第3号（第13条関係）

誓約書

（略）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

別記様式第3号（第13条関係）

誓約書

（略）

注 1 保証人が未成年後見人である法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の広島県立三次看護専門学校学則の規定は、令和五年度入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。